# 平成26年度第2回愛知県青少年保護育成審議会 会議録

- 1 日 時 平成26年12月17日(水)午後1時30分から2時41分まで
- 2 場 所 愛知県警察本部 北館3階 講堂
- 3 参加者 委員13名説明のため、出席した者(社会活動推進課等)17名
- 4 審議の概要

## 【司会】

ただいまから、平成26年度第2回愛知県青少年保護育成審議会を開催させてい ただきます。

本日の審議会は、委員20名中13名が出席しておりますので、愛知県青少年保護育成条例施行規則第14条第2項に基づく定足数を満たしております。

それでは、はじめに永井会長からご挨拶をいただきたいと思います。 永井会長お願いいたします。

# (永井会長あいさつ)

#### 【司会】

ありがとうございました。

続きまして、寺澤県民生活部長からご挨拶を申し上げます。

(寺澤県民生活部長あいさつ)

### 【司会】

それでは、条例施行規則第10条第2項の規定により、「会長は、会務を総理する」 こととされておりますので、議事の進行につきましては、会長にお願いしたいと存 じます。よろしくお願いします。

#### 【会長】

改めまして、よろしくお願いします。

早速ですが、最初に、本審議会運営要領3の(2)の規定により、本審議会では、「会議録を作成し、会長が指名する者2名が署名押印する」こととされております。 今回は、津田節子委員と林功子委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願 いします。

## (津田委員、林委員了承)

それでは、議事を進めてまいります。

議事(1)の「部会長専決処分の報告」について、事務局から説明をお願いしま す。

### (事務局説明)

## 【会長】

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問などがある方は、お願いします。 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、次へ進めさせていただきます。 議事(2)「青少年を取り巻く諸問題」についてでございます。事務局から説明を していただいた後、委員の皆様からご意見をいただきます。それでは、事務局から

## (事務局説明)

## 【会長】

説明をお願いします。

それでは、「青少年を取り巻く諸問題」について、ご意見、ご質問などがある方は、 お願いします。最初に、本日欠席の委員からご意見を頂戴していますので、事務局 から最初に報告していただきます。

#### 【事務局】

それでは、委員からお預かりしております発言の要旨を読まさせていただきます。 資料No. 5 についてでございます。

愛知県弁護士会子どもの権利委員会でも「保護者向けスマートフォン安心利用普及事業」を受講させていただきました。実際に端末を触りながらの講義でしたので、 大変好評でした。大人が実態を知ることなく敬遠するのではなく、十分な知識を持って利用の仕方を子どもと合意することが必要ではないかと思いました。

先日、一宮市内の中学校へいじめ予防出張授業に出向き、ネットスマホいじめについても取り上げましたが、子どもたちの間にもスマホを使っている子と使っていない子があり、知識、経験の差を感じました。子どもたちが実際にスマホを使い始める前の段階で、親子で実際の端末を利用した講義を受けさせてあげることが好ましいのではないかと思います。今後、スマホ教室の充実、対象の拡大等を教育委員会と協議できると良いと思います。

次に資料No.6について、JKビジネスを発端に少年が性犯罪等に巻き込まれるケースもあることから、被害を未然に防止するためには、これらを条例で規制することは必要だと思われます。ただし、職業的にそのようなケースに接することはありますが、全体像としてどの程度の営業実態があり、JKビジネスを発端に被害に発展した件数がどの程度あるのかはわからず、条例改正に際して立法事実をまとめているのであれば、それを知りたいと思いました。

JKビジネスによる被害を防止するには、営業者、顧客の行為を規制するととも に、少女に対しては啓発活動と保護的な指導をもって臨むべきではないかと考えて おります。

この点、JKビジネスの態様は次々と新しいものが生み出されるので、これらに対応できる文言が望ましいと思います。しかし、他方で、営業の自由を侵害しないような文言で規制する必要があるため、条例の文言作成が難しい作業になることでしょう。条例改正に当たっては是非、有効な規制となるよう適切な文言を用いていただきたくお願い申し上げます。罰則を設ける場合には罪刑法定主義との関係でも同様の問題があると思われます。

また、JKビジネスは必ずしも女子高校生のみによるものではなく、高校に在学しない同年代の女子によっても行われているのが現状ではないかと思われます。そこで、本来は、高校在学中の生徒・保護者のみではなく、中学校での啓発があっても良いのではないかと思いました。

それから、その他ということで、愛知県青少年保護育成審議会では、少年非行の 現状が報告され、部会長専決処分の報告がなされ、新たな規制等が必要となった場 合にはそれも併せて議事とされているのが通例だと思います。

審議会は、「知事の諮問に応じ、この条例の実施に関する事項について調査審議させるため」に設置されているので、有効に調査・審議するためには、少年非行の現状のみならず、社会活動推進課の取り組みを中心に、教育委員会等の取り組み等、関係機関の青少年に対する取組みの状況を、各審議委員が把握することが必要と思われます。つきましては、委員に対するより一層の情報提供を行っていただきたくお願いする次第です。以上です。

### 【会長】

他に何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

#### 【委員】

今のお話にあったように、本校でも委託事業者の講習会(スマホ教室)をPTAの役員さんも、地区委員さんも集めて行いました。本当に有意義な会でした。それを受けて、保護者、それも本中学校は小学校3校から入ってくるのですが、小学校の保護者にも声をかけまして、携帯も含めてですが、スマートフォンを持たせる前

に親御さんも知識を持って欲しいということで、刈谷警察署少年係の係長にも来て いただいて、中学生対象の研修会については4年目になりますが、昨年までやって きて子どもたちに危険性とかを教えていたのですが、やはり中学生ですと、そこま で入り込んだこと、怖いことはなかなか教えられない。でも親御さん相手にはこん なに親が分かっていなくてはいけないんだというところまで、突っ込んでお話して 頂きました。そのことによって親御さんたちが問題意識を持ち、刈谷は皆さんがご 存知のとおり、9時以降スマートフォンは親が預かるということを、愛護会とかP TAの協議会とかと協力して行っておりますが、それを本当にやっていかなくては いけないし、子どもたちと話をしなければならないということを親御さんが思って くださいました。一言でいうと、例えばカカオトークとか、私もLINEくらいし か分からなくて、そこから入っていって、援助交際とかそういうことがあるそうで すが、危険になったときに、親を頼りにして話ができるかというと、「どうせお母さ んは知らない」とか、「お母さんに話をしても分かってもらえない」からではなく、 つい、母親は「お母さん分からないから」といってしまうのですが、そうではなく どんな問題があっても「言ってごらん。お母さん対応できるから」と言える知識を 保護者の方が身につけなければならないと認識したことが一番大きい成果でした。 保護者と学校、警察、PTA、愛護会等皆で力をあわせて子どもたちを守って行き たい。

ところで、JKビジネスに対する対応についてですが、DVDを見ていて腹が立ちました。男の人に対しても。でも女の子本当に寂しいのですよ。ちょっと問題のある女の子たちは、みんな本当に居場所がない子が多くて、そこのところは学校で頑張ってやっていこうということは職員の中で言っていることです。

## 【会長】

どうぞお願いします。

## 【委員】

今までの放映とか、皆さんの意見をお聴きしましたが、一番根本的なことは、こういうサービスを受けたがる人種、これが多いということが一番の問題ではないかと思います。こういうサービスの受け手がいなければ、こういう商売は成り立たない。こういうサービス、例えば散歩とかは私には分かりませんが、散歩から始まっていろんなことが起こるということですけれども、こういうことがビジネスになっていく、そして若い子達がそこへアルバイトに行く。そこへいくのはやはり自分の欲しいものを手に入れたい。そして安易にアルバイトでお金を稼いでいくというようなこと。先ほど、もう一つございましたが、家庭環境。家庭のお金だけでは生活が苦しいからやらなければいけないということもありましたが、それもあるかも知れませんが、やはり若い子たちは、自分の欲しいものを手に入れたい。でも根本的

にはこのサービスを利用する男性が一番の原因ではないか。このサービスを何とか 止めなければいけない。このためにはやはり条例が一番優先されていくのではない かと私は考えております。

## 【会長】

どうぞ

## 【委員】

今も意見を伺っておりましたが、保護者を対象に(スマホ教室を)行うというのは、すごく有効だと思います。ここにPTAの連絡協議会の方もお見えになるので、せっかくの機会ですのでPTAが連絡をとり合って頂きたい。子どもたちの教育というのはやはり家庭の教育が一番であると思います。男性の方が女子高生と歩くとかそういうビジネスを利用する、その思いを持つ前の子どもの時の教育というのは、やはり保護者だと思います。ぜひ、PTAと学校側がもっと低いところで教育ができていれば良いと思いました。

## 【会長】

時間もきておりますけれども、何かご意見があればお願いします。

## 【委員】

先ほどからスマホ・携帯のお話がありましたが、保護者が一番中心になって、子どもたちとの会話を通じて、直接働きかけることが大切であると思います。前回の審議会以降に、県のPTAとして取り組んできたことについて紹介させていただきます。

まず7月に、すべての郡市PTAの事務局に、現在の状況や具体的な対策、今後の対応予定などのアンケート調査を行いました。そしてその調査をまとめたものを、各郡市PTAに配布することによって、各郡市PTAに他の市町村で行われている対策を参考にさらに先にすすめていく方向性を作っていただくことが目的で活動しました。

その後、いろいろな郡市での動きはありましたが、私が住んでいる西尾市でも、 11月に市PTA、校長会、教育委員会のメンバーで会議を行い、西尾市PTAと 校長会の連名で、「各中学校区でまとまって何か対策をしてほしい」という方針を伝 える文書を出しました。これを受けて各中学校区内で話し合いの場をもうけ、それ ぞれの事情に合わせた活動を行うよう促しました。

県PTAとしましても、まだ案の段階ですが来年2月ごろには、各郡市PTA事務局あてに、対策をとってほしいという促すかたちの案内を出す予定です。そして やはり保護者の知識も必要ですので、今後、母親代表・役員・理事合同研修会など でも、スマホ・携帯のテーマを取り入れて行く計画をしています。

各郡市PTAの方々から、スマホ・携帯についていろいろなお話を聴いてわかったことですが、生徒会とか児童会とか、子どもたち自身がルールを作り始めている学校が出てきているそうです。最初は、スマホ・携帯問題はとんでもなく大変で対処できるものではないのではと不安もありましたが、こうやって少しずつでも対応していけば、子どもたちからも声があがってくるという嬉しい現象もおこってきます。あきらめずに今後もいろいろな手を使ってどんどんやっていかなければならないと思いました。

## 【会長】

では、お願いします。

## 【委員】

先ほど意見がございましたが、やはりそういうところに行く男性。「JKビジネス」となっていて、需給のバランスがとれているので「ビジネス」となっている。供給サイドであるお店、実際にそこで働く高校生があり、これを求めていく需要があるわけですが、今はどちらかというとお店側とか、そこで働く高校生をどう守っていくかというところを中心に議論されているわけですが、やはりそこのお店に行く側、その方達に対して、18歳未満の女性をそういった買春するということに対して、現行法の中でもルールはあるわけですが、やはりそれをより厳罰化するということが条例でできるのかどうかは分かりませんが、そこに一定の歯止めをかけておかないと、「ビジネス」という形で続いてしまうのではないかという恐れがあると思っております。警察当局との話もあろうと思いますが、その点を含めて議論していただければと思います。

#### 【会長】

他にもまだまだ意見があるとは思いますが、時間の関係上、これで終了させていただきたいと思います。委員の皆様方から貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

#### 【事務局】

会長、よろしいでしょうか。

### 【会長】

どうぞ

### 【事務局】

委員の皆様から、たくさんの意見を頂戴しました。スマホの関係につきましても 様々な取り組みをされておられまして、スマホ教室も来年3月までは実施しており ますので、是非ご活用いただきたいと思います。

それから、皆様のご意見、本日欠席の委員のご発言につきまして紹介させていただきましたが、その中で被害状況の把握、これについては、少年課からも現状についてお話がございました。他に営業の自由とか、罰則とか、これについては、審議会の中で委員からもご意見がございましたが、罰則については条例で可能でございますので、風営法の中でおそらく法の規制に入っていれば、それに従うわけですが、ない場合はそれとの比較ということで決めていくということになると思います。今回、条例化することになりましたので、実効性のあるものを研究してまいりたいと考えております。

審議会への情報提供につきましては、今回は「JKビジネス」やスマートフォンの関係でございますが、こういったところも特に「知事からの義務的な諮問事項ではない」のでございますが、このような形でお知らせしながらご助言等をいただきたいということで開催させていただいたものでございます。

私どもといたしましては、繰り返し述べさせていただきますが、やはり注意喚起、 啓発それから規制、この両輪で今後とも対応してまいりたいと思っておりますので、 また、いろいろな部分で意見を賜りたいと存じます。

## 【会長】

ありがとうございました。時間が過ぎているようでございますが、あと数分延長させていただければと思います。それでは議事(3)「その他」に移ります。

事務局より報告事項がございますので、説明をしていただきます。

#### (事務局説明)

### 【会長】

それでは、時間が若干過ぎていますが、せっかくの機会ですので、委員の皆様方から本日の議事にかかわらず、何かございましたらご質問お願いします。

よろしいでしょうか。

#### 【委員】

「JKビジネス」については、これからの大事な問題であります。この1時間、本日1時半から、今2時半過ぎ、約1時間。1時間の間でどれだけのことがお話できるのか。もう少し時間を取っていただきたい。まだまだ貴重な意見が委員からあると思われるが、次回開催時には考えていただきたい。

# 【会長】

貴重なご意見ありがとうございました。事務局はよろしくお願いいたします。他 にありますでしょうか。よろしければ、これで終了させていただきたいと思います。 それでは本日の議事を終了させていただきます。

委員の皆様には、本当に貴重な時間を賜り、議事の運営にご協力いただきまして、 本当にありがとうございました。

# 【司会】

それでは、これをもちまして、平成26年度第2回「愛知県青少年保護育成審議会」を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

以上